

平成 29 年 1 月 30 日

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837 )  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 兼 IR 担当  
若狭 正幸  
(TEL. 03-5784-8909 )

## 事業所の営業停止に関するお知らせとお詫び

当社の連結子会社でありますシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託しております和歌山県御坊市の給食センターにおきまして、ノロウイルスによる食中毒事故が発生いたしました。当該施設は、1月28日付で御坊保健所より営業の停止処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症された皆様には多大な苦痛とご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。また、本件に関しまして、株主様、お客様をはじめ関係者の皆様方には、大変ご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 食中毒事故の内容について

平成 29 年 1 月 26 日 (木) 午後から当該施設で調理した給食を喫食された公立の幼稚園 4 園、小学校 6 校、中学校 5 校の園児、児童、教職員 719 名 (1 月 27 日午後 3 時現在、御坊市教育委員会発表人数) が、嘔吐、発熱、下痢などの食中毒症状を呈しました。1 月 28 日、発症者の便からノロウイルスが検出され、共通する食事が当該施設で調理した給食であることから、原因施設と断定されたものです。

なお、感染経路に関しましては、現在調査中であります。

#### 2. 行政処分の内容について

上記内容をうけ、当施設は 1 月 28 日付で御坊保健所より、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を停止することを命じられました。

営業所所在地 : 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋 1664-3

営業所の名称 : 御坊市立給食センター

処分内容 : 営業の停止

平成 29 年 1 月 28 日から 2 月 10 日までの 14 日間

処分理由 : 食品衛生法第 6 条の規定に違反した為

### 3. 再発防止について

当社グループといたしましては、この度の事態を厳粛かつ重大に受け止め、当該施設においては、保健所のご指導を仰ぐとともに、本社直轄の品質管理・アレルギー対策室による衛生監視と指導により、清掃と手洗いの徹底と従業員の健康管理の徹底を合わせて行い再発防止に努めてまいります。

また、当社グループでは、日頃より衛生管理と従業員教育を徹底してまいりましたが、再度、全営業所においても衛生管理の再確認と従業員への教育・指導を徹底し、グループ一丸となり、食の安心・安全に取り組み、信頼回復とお客様へのサービス向上に努める所存です。

### 4. 業績に与える影響について

本件による当社グループの連結業績（平成 29 年 3 月期）への影響は、現時点では軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には別途速やかにお知らせいたします。

以 上